

平成 20 年 4 月 28 日

各都道府県教育委員会教育長 殿

文化庁次長

高 塩 至

今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について（通知）

文化庁では、平成 6 年 10 月に「埋蔵文化財発掘調査体制等の整備充実に関する調査研究委員会」を設け、埋蔵文化財保護行政に関する基礎的な事項について順次調査研究を行い、同調査研究委員会より、これまでに「出土品の取扱い」、「埋蔵文化財の本発掘調査に関する積算標準」、「行政目的で行う埋蔵文化財の調査についての標準」等の報告がなされております。各地方公共団体においては、これらの報告の趣旨を踏まえ都道府県基準の策定等、所要の施策が実施されており、大きな成果が上げられているところです。

このたび、同調査研究委員会から、別添のとおり「今後の埋蔵文化財保護体制のあり方について」の報告を受けました。これまで埋蔵文化財保護体制に関しては、平成 10 年 9 月 29 日付庁保記第 75 号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」（各都道府県教育委員会教育長あて文化庁次長通知）において、そのあり方を示しているところです。

本報告では、近年の社会や国民意識の変化を受け、埋蔵文化財保護行政における発掘調査の位置づけや、その実施に関する考え方について検討し、それを踏まえた今後の埋蔵文化財保護体制のあり方が示されています。また、発掘調査の中で、その大半を占める記録保存のための発掘調査については、それを適切に行うために、地方公共団体及び発掘調査を実施する組織に求められる要件等が提示されています。特に民間調査組織については、その特有の性格を踏まえ、要件が整理されています。

本報告の趣旨を十分にご了知のうえ、今後、地方公共団体において埋蔵文化財保護体制を適切に整備し、埋蔵文化財保護行政を推進いただきますようお願いいたします。また、域内の市町村教育委員会に対しても本報告の周知を図るとともに、本報告が十分に活用されるようご配慮願います。

なお、本通知により、平成 10 年 9 月 29 日付庁保記第 75 号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」のうち、「2 埋蔵文化財行政の組織・体制のあり方とその整備・充実について（6）民間調査組織の適切かつ効果的な導入（イ）発掘調査について」は廃止します。

